

鳥取市 令和5年台風第7号 災害復旧・復興本部会議（第2回）

【日 時】 令和5年10月2日（月） 13時～

【場 所】 鳥取市災害対策本部室（本庁舎3階）ほか各庁舎（テレビ会議）

【出席者】 市長、副市長、総務部長、危機管理部長、企画推進部長、
企画推進部経営統括監、市民生活部長、環境局長、福祉部長、
健康こども部長、こども家庭局長、経済観光部長、農林水産部長、
都市整備部長、下水道部長、教育長、水道事業管理者、各総合支所長

【次 第】 （1）災害復旧・復興予算の対応状況
（2）分野別の取組状況、今後のスケジュール（計画）
（3）その他

鳥取市 令和5年台風第7号 災害復旧・復興予算の対応状況

(8月専決補正)

1.5億円

応急復旧費など

(9月議会追加補正)

69.8億円

補正額28.3億円、債務負担41.5億円

(今後計上予定)

30億円以上

(1)災害応急復旧関連

- 市道や林道の応急復旧

6,900万円

(2)避難所運営等関連

- 避難所や災害ボランティアセンター、保健師による健康観察など

5,300万円

(3)事業者支援関連

- 中小事業者の復旧や操業再開の支援、利子補助、農業施設復旧や農作物防除支援など

3,100万円

市民の皆様の安全・安心な生活を守ることを第一に、一日も早い復旧・復興に向けて、全力で取り組みを進めます。

(1)本復旧関連

- 道路：市道佐治中央線ほか
15億1,300万円
- 河川：奥ノ谷川（用瀬町）ほか
3億4,500万円
- 公園：千代川緑地ほか
1億8,300万円
- 林道：林道若桜江府線ほか
2億1,000万円
- 農地(321か所)、農業用施設(327か所)
4億200万円

(2)その他

- 通学困難生徒の支援、家屋の土砂撤去、災害見舞金、給水車による応急給水、上下水道の応急復旧、公共施設修繕など
1億7,600万円

【債務負担行為】

- 林道・河川・道路の復旧(R5~R7)
41億4,900万円

【企業会計】

- 上下水道の復旧
1億1,600万円

(1)本復旧関連

- 今後新たに判明する農地、農林業施設などの災害復旧、復旧にかかる負担金の軽減、生産者への支援など

30億円



鳥取市佐治町高山橋(橋梁の崩落)

令和5年台風第7号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和5年台風第7号の暴風雨による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】 地域を限定しない

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
（過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ）

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】 地域を限定

【適用措置】	【対象地域】
<p>①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）</p> <p>②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第1項、第3項、第4項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。</p>	<p>鳥取県三朝町</p>

農地等の災害復旧事業等

⇒ 地域を限定しない本激

公共土木施設の災害復旧事業等

⇒ 鳥取県三朝町を局激

激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続きを進める。

鳥取県令和5年台風第7号災害復旧・復興本部会議（第4回） 9月22日開催

- ・令和5年台風第7号災害についての激甚災害指定見込みについて
- ・対応状況、復旧・復興対策予算について 367億円（9月補正331億円+専決36億円）

※詳細は資料のとおり

【事務局】本部総括対応 復旧・復興の取組状況

■取組状況

- 本格的な災害復旧予算を、9月14日に追加提案、9月21日に可決（予算配当）
- 新たに判明した被災箇所の災害復旧関連予算の速やかな積算、追加計上
- 国会議員への要望活動、情報提供（6団体要望、鳥取県選出国会議員ほか）
- 取り組みの情報共有、進捗管理、県との連携調整

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目		8月	9月	10月	11月	12月～
情報共有、進捗管理		随時管理、本部会議開催				
予算	応急対応	8/15 既決予算 8/21 専決予算	9/21 追加補正			
	本復旧	積算 査定	議会 提案	速やかな復旧・復興		
	追加措置	新たな被害の確認など予算措置が必要な場合は随時対応を検討				
応援職員、物資		必要に応じて随時対応				
県との連携		連携調整				

【市民生活部】被災者支援 復旧・復興の取組状況

■取組状況

- ・8月21日に用瀬保健センター内に災害ボランティアセンター本部を設置し、佐治地域を中心にボランティア活動を開始（住家等の土砂等の撤去など延べ32件、292名のボランティアが参加）。9月15日に災害ボランティアセンター本部をさざんか会館内に移転し、災害に係るボランティアのニーズや相談等を受け付けている。
- ・8月23日から台風7号に伴う相談窓口を開設し、9月26日時点で17件の相談対応を行った。主な相談内容は、り災・被災証明に関する事、家屋修繕に関する助成金の有無について。
- ・8月28日に安蔵、河内集落から「大雨災害に係る緊急要望書」の提出を受け、被害状況の確認を行い、担当部署への取次ぎを行った。
- ・支援物資を受け取り、被災地や被災者、災害ボランティアセンターに支援物資を送る調整を行った。

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目	8月	9月	10月	11月	12月～
ボランティアセンター		災害ボランティアセンター			
			通常のボランティアセンター業務で対応		
相談窓口		台風第7号に伴う相談窓口			
			通常の相談窓口業務で対応		

【福祉部】被災者支援 復旧・復興の取組状況

■取組状況

- ・罹災住家に対し災害見舞金を支給するため、罹災住家（半壊、床上浸水以上）の実態把握に努め、早期支給を行う。9月定例会に補正予算措置済み。
（9月末現在、住家の全壊1件、中規模半壊2件中、見舞金2件支給済み。）
- ・災害ボランティアセンター、県危機管理政策課、県福祉保健課等との連携により、被災住家に対する支援について情報共有を行い、支援制度の紹介を行った。
- ・被災者に寄り添った支援を行う、災害ケースマネジメントを運用中。

■復旧・復興スケジュール（計画）

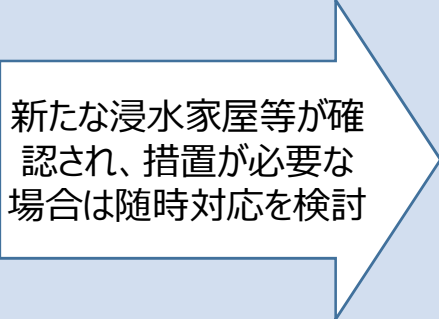
項目	8月	9月	10月	11月	12月～
対応		災害見舞金申請受付			
		災害見舞金支給			
		新たな被害の確認など予算措置が必要な場合は随時対応を検討			
		災害ケースマネジメントの運用			

【環境局】被災者支援 復旧・復興の取組状況

■取組状況

- 床上浸水した5件（佐治町加瀬木4件、佐治町尾際1件）の被災家屋について、佐治町市民福祉課と連携し、ボランティアの協力も得ながら、災害ごみの撤去・分別を行い処理場へ搬入。
- 被災地域の家庭ごみ収集は、孤立地域を除き、収集経路の変更により通常収集を実施。孤立地域は、道路復旧後、直ちに通常収集を開始。

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目	8月	9月～
災害ごみの撤去処分	① 8/23・24日 尾際1件対応済 ② 8/24日 加瀬木1件対応済 ③ 8/24・25・28・29・31日 加瀬木1件対応済 ④ 8/28・31日 加瀬木1件対応済 ⑤ 8/29日 加瀬木1件対応済	 <p>新たな浸水家屋等が確認され、措置が必要な場合は随時対応を検討</p>
家庭ごみの収集	【佐治（尾際、中、栃原）】 8/17日 道路崩落のため、プラスチックごみ収集 不可 8/18日 道路仮復旧により、 通常収集開始 【安蔵・河内】 8/17・18日 道路崩落のため、収集 不可 8/19日 道路仮復旧により、 通常収集開始	

【都市整備部】インフラ復旧 復旧・復興の取組状況

■取組状況

被災箇所数 ○公園7公園、12箇所 ○河川36河川、67箇所 ○道路81路線、179箇所

- ・ 応急工事を実施し、通行不能となっていた市道佐治中央線など8箇所を復旧

※9月末時点通行止め16箇所

- ・ 補助災害につき9月11日より災害査定（早期確認型査定）を実施し、今後12月までに査定完了
- ・ 査定準備のため、現地調査、設計・積算作業等を実施中
- ・ 予算措置は計画的に実施
- ・ スポーツ広場（千代川緑地、千代川倉田緑地）の供用を令和6年7月頃見込

■復旧・復興スケジュール（計画） 河川・公園・土砂災害・道路等



- ・補助災害 公園・河川等 令和5年度7割、令和6年度3割を目標
- 道路 令和5年度5割、令和6年度4割、令和7年度1割を目標

※発注、着手割合

【水道局】インフラ復旧 復旧・復興の取組状況

■取組状況

- ・被災した上水道施設12箇所の応急復旧の費用（配水管仮設工事）や応急給水に要した費用（時間外手当、非常用飲料水袋ほか）について既決予算で一時的に対応し、9月定例会に補正予算を追加提案（→9/21採決）
- ・本格的な災害復旧予算は、土木施設の復旧スケジュールを踏まえ、12月定例議会への提案を想定している。

■復旧・復興スケジュール（計画） 上水道施設

項目	8月	9月	10月	11月	12月～
応急対応	8/15 既決予算 8/22 応急復旧完了	9/21 追加補正			
本復旧			復旧額算定（設計・積算）		災害査定及び 予算提案
追加措置			新たな被害の確認など予算措置が必要な場合は随時対応を検討		

【下水道部】インフラ復旧 復旧・復興の取組状況

10

■取組状況

- ・被災した9カ所の応急復旧については9月9日に完了、費用（応急復旧）は既決予算で一時的に対応し、本復旧費用の一部と併せて9月14日に追加提案、9月21日に可決
- ・本格的な災害復旧予算は、12月定例議会への提案予定で、国道・市道等の管理者と調整中。
- ・災害査定については12月予定だが、国道・市道等との調整によっては査定前着手とし、早期の復旧を目指す。

■復旧・復興スケジュール（計画） 下水道施設

項目	8月	9月	10月	11月	12月～
応急対応	8/15 既決予算	9/9 応急復旧完了 9/21追加補正			
本復旧	※補助災害				
追加措置					

国道・市道等と調整を行い速やかな復旧

災害復旧測量設計

災害査定

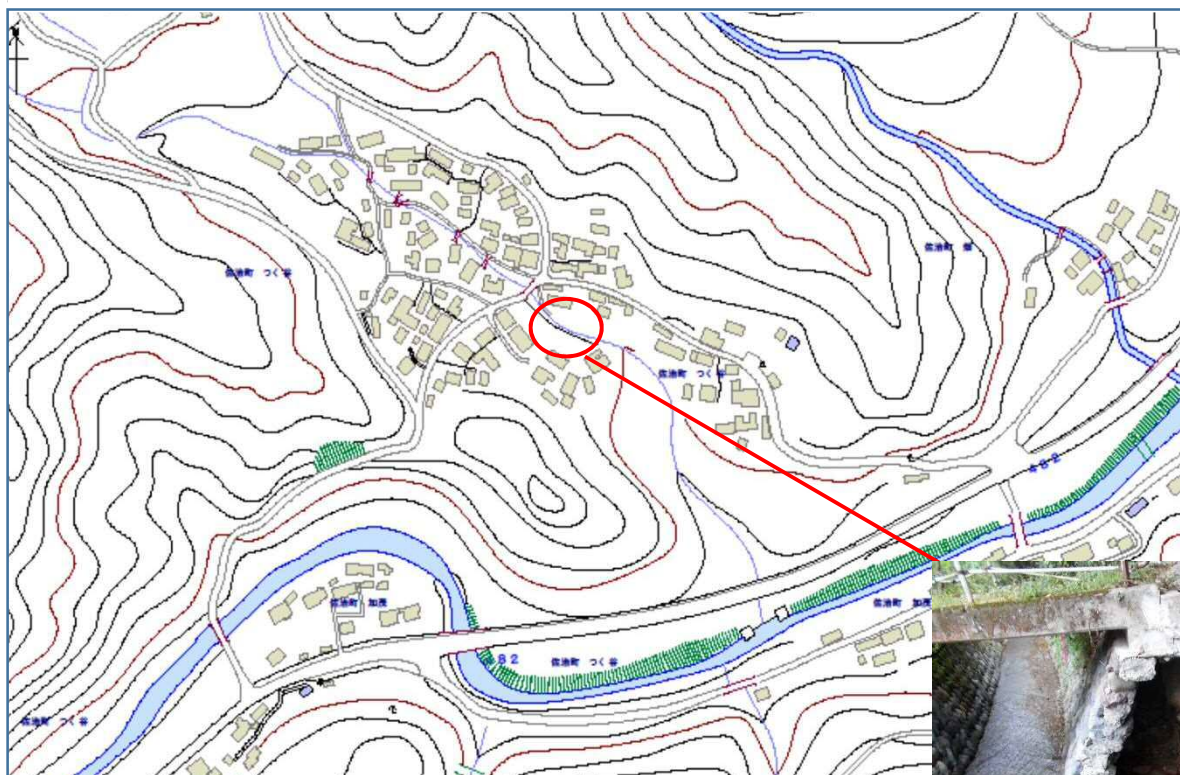
新たな被害の確認など予算措置が必要な場合は随時対応を検討

9/26 新たに1カ所の被災を確認（佐治町つく谷地内）
現在応急対応中（9月30日着工）

【下水道部】インフラ復旧 復旧・復興の取組状況

11

確認された被災箇所（佐治町つく谷地内）



被災内容：
汚水管φ150 L=8m

下水道管



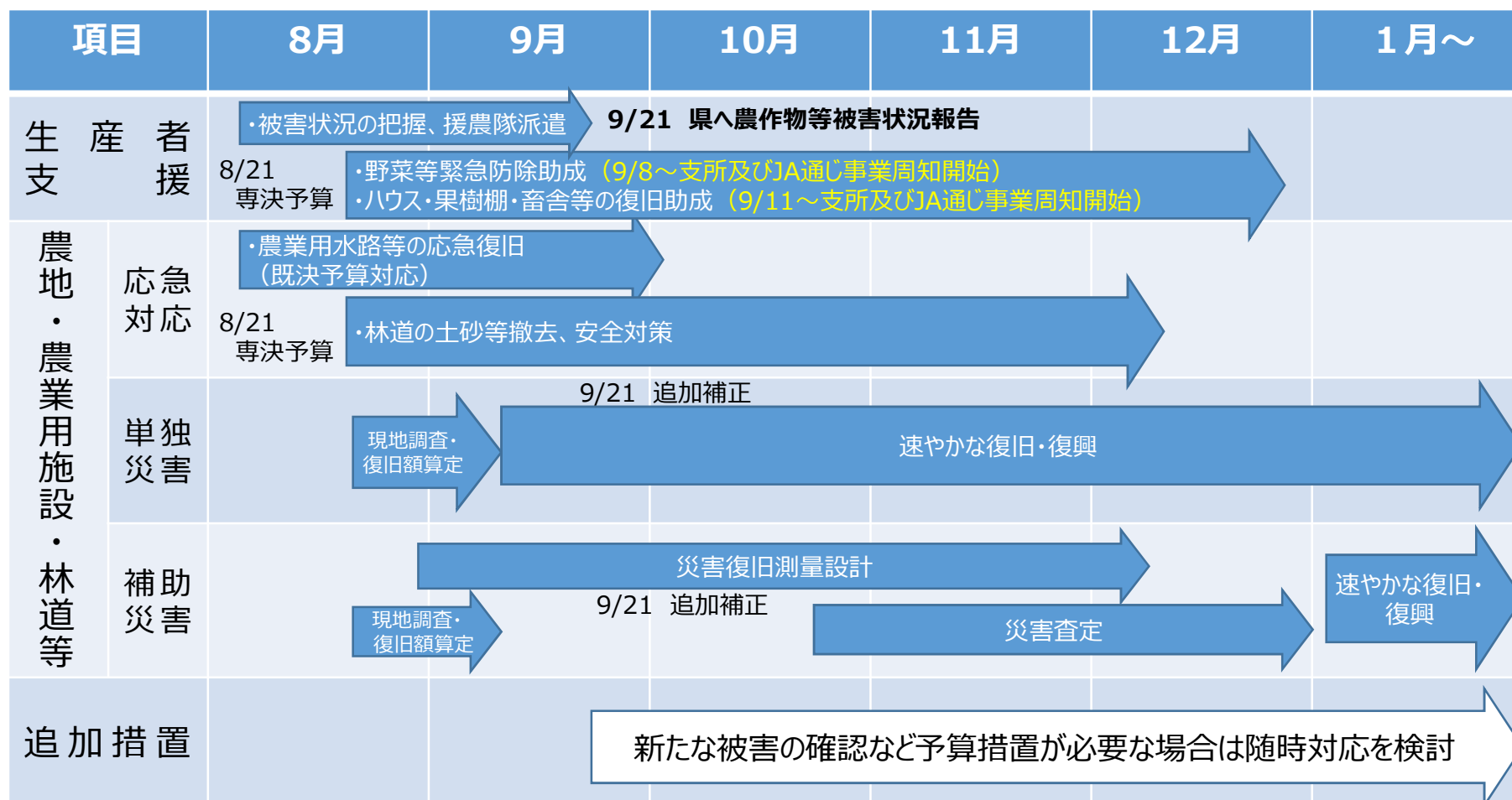
【農林水産部】農林・経済再生 復旧・復興の取組状況

12

■取組状況

- 8/22～25 佐治つく谷の被災果樹園へ延べ6名の職員を派遣し、援農実施
- 農業用水路や農道・林道等の応急・復旧対応を実施中
- (被災箇所数：農地688件、農業用施設708件、林道28路線・224か所(9/11時点))
- 国、県、JA等関係機関と連携し、速やかな復旧・復興に向けた対応を実施中

■復旧・復興スケジュール(計画)



■取組状況

- ・台風第7号の被害を受けた中小事業者に対し、災害等緊急対策資金を発動し、県との協調による融資・利子補助を実施。
- ・施設や設備の原状回復等に係る支援として、令和5年台風第7号被災企業復興支援補助金を施行し、受付を開始。
- ・佐治町たんぼり荘など所管施設等の災害復旧予算は、9月定例会に補正予算を追加提案たんぼり荘・・・10月上旬発注、年度内完了予定。
道の駅白うさぎ・・・10月上旬発注、年内完了予定。

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目	8月	9月	10月	11月	12月～
中小企業支援	8/21 専決予算 8/29 利子補助金施行	9/1 復興支援補助金施行			
施設等災害復旧					
追加措置					

■取組状況

- 学校施設、文化施設等の被害状況の確認、積算、復旧予算を追加計上
- 佐治小学校の修繕を実施、9月1日より佐治小学校での通常授業（学校給食含む）を再開
- 安全な通学が困難な状況にある佐治小学校・千代南中学校児童生徒の登下校の支援策に係る予算を追加計上【災害時通学補助】

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目		8月	9月	10月	11月	12月～
佐治小学校	応急対応	8/17～千代南中に臨時職員室を設置、オンライン授業 8/29天井修繕（既決）				
	取組状況		★9/1 授業再開	通学手段の確保及び通学支援（佐治小、千代南中）		
施設等の本復旧			積算 査定	議会 提案	修繕等復旧事業を実施 （学校施設、さじアストロパーク、美歎水源地等）	

■取組状況

【公立】

- ・被害報告を受けた4園について、3園は8月中、1園は9月初めに既決修繕予算で対応した。

【私立】

- ・被害報告を受けた3園について、いずれも9月初めまでに自園対応で修繕を行った。

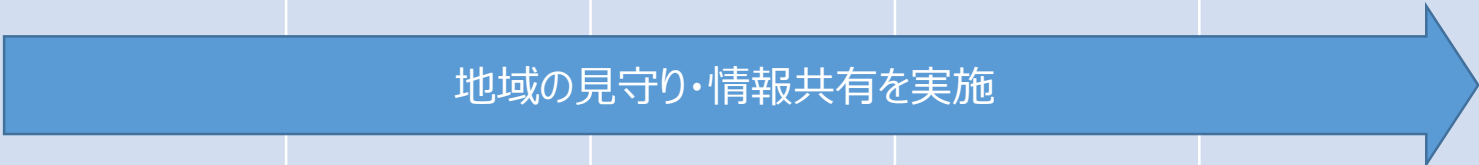
■復旧・復興スケジュール（計画）

項目	8月	9月	10月	11月	12月～
応急対応	被害状況の把握				
本復旧	各園修繕				
追加措置	新たな被害報告はないため、追加不要。				

■取組状況

- ・佐治地区担当保健師を中心に地域包括支援センター、鳥取市社会福祉協議会との情報共有を行いながら、訪問や健康相談を継続。

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目	9月	10月	11月	12月	R5.1月～
地域見守り					
	●佐治地区の情報共有を実施 (9/5)				

■取組状況

- ・復旧・復興に関わる各部及び各総合支所の把握した被害や復旧の取り組み状況を、災害情報共有システムを通して集約し、適宜、情報共有を図る。
- ・県への住宅被害報告の実施（9月末現在：全壊1棟、半壊2棟、床上浸水1棟、床下浸水45棟）

※9月1日全協報告時点：全壊1棟、半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水26棟

■復旧・復興スケジュール（計画）

項目	8月	9月	10月	11月	12月～
情報管理					

■取組状況

- ・ 復旧・復興に関する情報について、各部局と連携し、市民及びマスコミへ迅速に情報提供を随時実施
- ・ 9/20に市公式ウェブサイト、「鳥取市「令和5年台風第7号 災害復旧情報」」の特設ページを開設し、復旧状況等に応じて情報を更新

■復旧・復興スケジュール（計画）

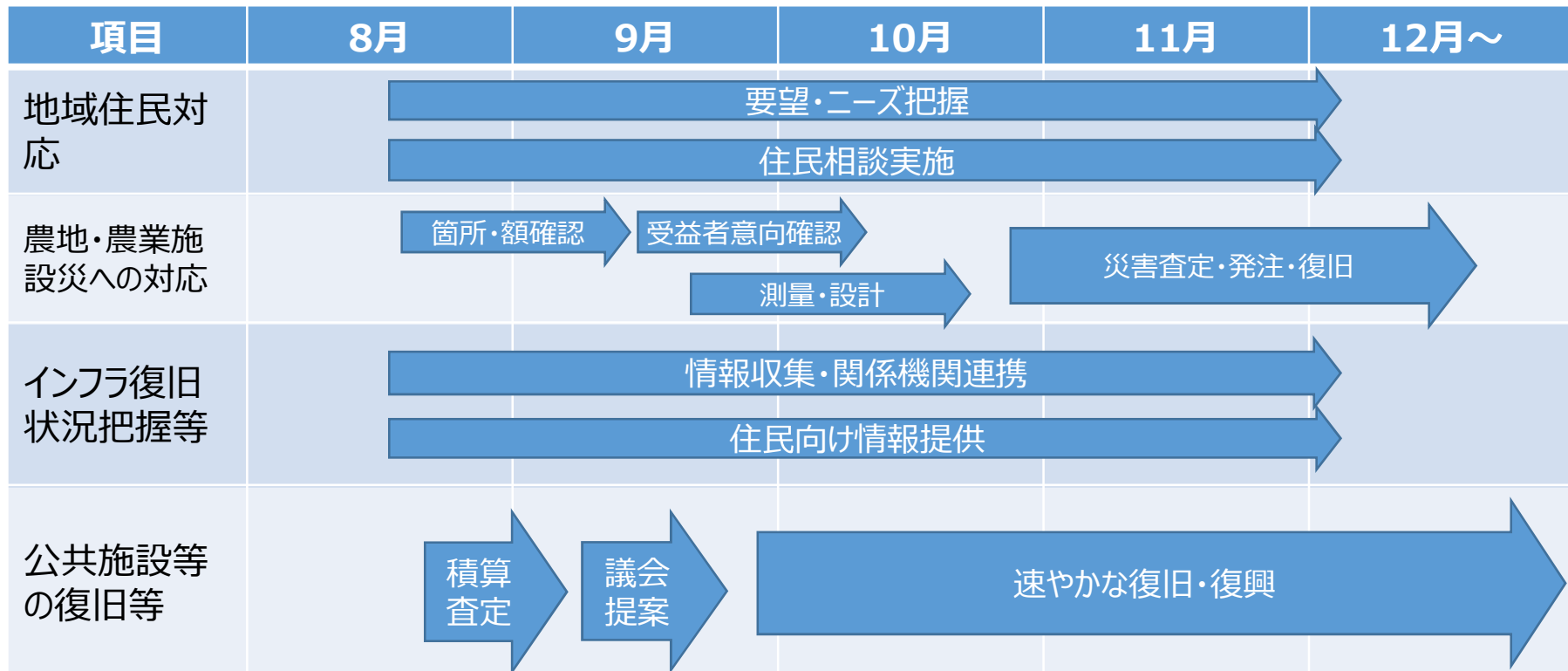
項目	9月	10月	11月	12月	R5.1月～
情報管理	市民及びマスコミへの情報提供				
	● ウェブサイト開設（9/20）	ウェブサイトの掲載情報更新			

【佐治町総合支所】現地対策本部 復旧・復興の取組状況

■取組状況

- 8/19から電話窓口設置。また、高齢者等の健康相談実施時に、困りごと等の聞き取りも行う。案件ごとに対応を実施。
- 関係機関（県、水道局等）と情報共有を行い、管内インフラ（道路、水道等）の復旧状況を告知端末等を活用して住民周知を実施。
- 農業災害対応で産業建設課の体制を強化。（支所内部兼務により2名を追加）
- 総合支所の施設復旧費用を市議会9月定例会に提案。議決後に事業実施。

■復旧・復興スケジュール（計画）





鳥取県令和5年台風第7号 災害復旧・復興本部会議(第4回)

【日 時】令和5年9月22日(金)午後4時30分～

【場 所】第3応接室(県庁本庁舎3階)

【参加者】知事、副知事、統轄監、関係部局

(テレビ会議参加) 鳥取市、八頭町、三朝町

* その他市町村等には映像配信

【次第】

- 1 令和5年台風第7号災害についての激甚災害指定見込みについて
- 2 その他

本日（令和5年9月22日）、閣議後記者会見において、松村防災担当大臣より令和5年台風第7号の暴風雨による被害について、被害状況の調査の結果、激甚災害に指定する見込みとなった旨、公表された。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続きが進められることとなる。

<9月22日（金）松村防災担当大臣閣議後記者会見の概要（抜粋）>

8月15日に本州に上陸をし、東海、近畿、中国地方等に暴風雨をもたらした令和5年台風第7号の暴風雨による被害について、被害状況の調査の結果、激甚災害に指定する見込みとなりました。

具体的には、農地等の災害復旧事業等の特例については、地域を限定しない本激とし、公共土木施設の災害復旧事業等の特例については、鳥取県三朝町を局激とし、激甚災害に指定する見込みでございます。被災された自治体や被災者の皆様に置かれましては財政面や資金面に不安なく災害復旧に取り組んでいただきたいと考えております。

今後は激甚災害に指定する政令の閣議決定に向けた手続きを速やかに進めてまいり所存でございます。

令和5年台風第7号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和5年台風第7号の暴風雨による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
 （過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ）

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）	鳥取県三朝町
②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第1項、第3項、第4項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。	

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和5年台風第7号の暴風雨による災害)



(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・下水道・公園等)、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.5%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ
70% ⇒ 83%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5カ年の実績の平均)
- ※プール計算方式
(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象
- 自治体の被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じ、段階的に国庫補助率を嵩上げ
- 補助率
農地 85%
(地方負担分への交付税措置を加えると97.8%)
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
農地 85% ⇒ 96%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.4%)
(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和5年台風第7号の暴風雨による災害)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)

【農林漁業施設】

⇒起債充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5% (財政力補正)

<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、
元利償還金に対する交付税措置率65.5%～95.0%(財政力補正)

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満
⇒起債充当率 (農地)50% (農業用施設、林道)65%
(農地)74% (農業用施設、林道)80% (※)
※特に被害の著しい区域の場合

元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

◆9月11日付けの被害報告(第25報)からの異動状況

住家被害	<p>全壊1棟(鳥取市)、半壊2棟(鳥取市2)、床上浸水11棟(鳥取市1、倉吉市7、三朝町3)、 床下浸水72棟(鳥取市45、倉吉市12、若桜町1、智頭町4、八頭町4、三朝町5、湯梨浜町1) (変更内容) ○鳥取市の床上浸水1棟が半壊1棟に変更 ○鳥取市の床下浸水1棟増</p>
------	---

- 激甚災害指定に伴い災害査定効率化が図られ、早期の復旧に取り組むことが可能。
- 復旧工事に係る地元負担額が低減され、農家が安心して災害復旧に取り組むことが可能。

1 災害査定効率化(大規模災害時査定方針の適用)

【農地・農業用施設】

- ・机上査定限度額: 査定対象件数の概ね9割に達する金額まで引き上げ(具体的な引き上げ額は2週間後に農林水産省から通知)
- ・採択保留額: 保留見込み箇所数の概ね6割に達する金額まで引き上げ(具体的な引き上げ額は2週間後に農林水産省から通知)
- ・査定設計書添付図面の簡素化: 平面図は既存の台帳や航空写真で対応可能、断面図は代表断面図のみなど
- ・査定設計書添付写真の簡素化: 起点及び終点並びに航空写真等による全景写真

【林道】

- ・机上査定限度額: 査定対象件数の概ね7割に達する金額まで引き上げ(500万円未満→1,500万円未満 査定期間短縮)
全157箇所中 現地査定97箇所→47箇所を予定(50箇所の減)
机上査定60箇所→110箇所を予定(50箇所の増)
- ・採択保留額: 保留見込み箇所数の概ね6割に達する金額まで引き上げ(2億円以上→3億2,000万円以上 保留件数減少による早期着手)
採択保留 5箇所→ 2箇所を予定(3箇所の減)
- ・査定設計添付書類の簡素化: 現地に行けない場合は航空写真、平面図等必要最低限、概略設計で対応可能
(30箇所程度 準備期間短縮)

2 地元負担額の低減

- 農地・農業用施設、林道とも、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による補助の特別措置適用
- ・特別措置適用に伴う国庫補助率の引き上げ。→復旧工事に係る農家負担額が大幅に低減

公共土木施設の対応

台風7号による公共土木施設の被害状況

(千円)

		河川		砂防施設		道路		橋梁		港湾		公園		箇所 合計	金額 合計
		箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額		
鳥取県施設 合計	A	311	11,940,460	73	1,064,800	106	3,633,498	0	0	4	250,000	0	0	494	16,888,758
市町村施設 合計	B	60	1,031,600	0	0	78	2,102,600	1	300,000	0	0	3	140,000	142	3,574,200
うち 三朝町分		6	56,800			21	606,800					1	40,000	28	703,600
総合計	A+B	371	12,972,060	73	1,064,800	184	5,736,098	1	300,000	4	250,000	3	140,000	636	20,462,958

○ 激甚災害(局激)の指定により、復旧事業の補助率がかさ上げされる見込み。

※過去の例 :平成30年災 智頭町 通常負担率0.667 + かさ上げ負担率0.052 =計0.719

○ 三朝町内で発生した施設の被害規模が甚大であったため、発災直後から、中部総合事務所県土整備局と(公財)鳥取県建設技術センターが、現地調査や復旧工事の設計を支援中。

○ あわせて、大規模崩落を伴う町道災害にあっては、本県在住の「災害専門家」の派遣による指導・助言も伺いながら、合理的な復旧工法や早期復旧に向けた検討を進めている。

※災害専門家：(公社)全国防災協会が認定する災害復旧技術のエキスパートで、県内で4人(県土木技師OB)が登録されている。

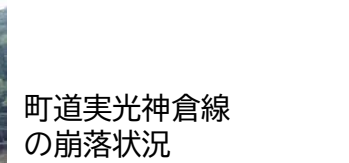
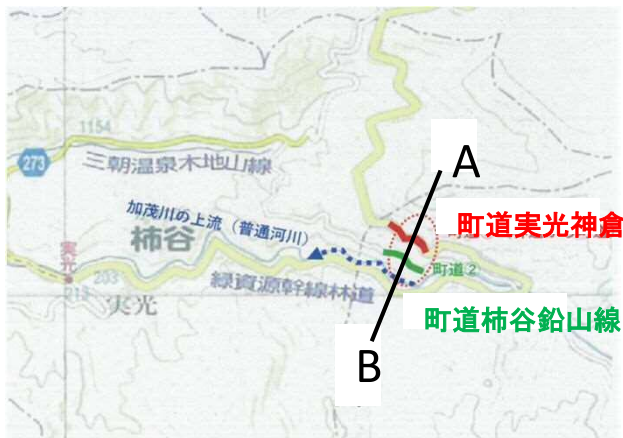
○ 三朝町内の主な被災箇所

上下部で併走する2本の町道が大規模に崩落し、下流の普通河川まで到達。

延長約70m×斜面長約240m、面積1.7ha、崩落土量約20,000m³、被害額約4億円

町道実光神倉(さねみつかんのくら)線、町道柿谷鉛山(かきたになまりやま)線

上空から見た崩落状況



【参考】台風第7号に係る気象概況及び被害状況 28

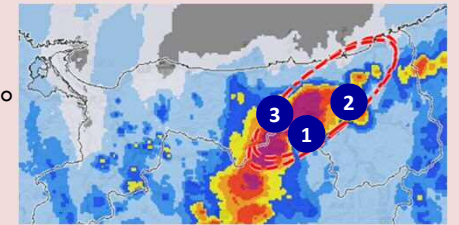
○8月15日16時40分に大雨特別警報が発表され、鳥取市内全域に「緊急安全確保」が発出。

○県内東部～中部にかけて線状降水帯が発生(8/15 7:40～9:00)し、記録的大雨を降らせた。

【雨量の状況】 降り始め(14日12時)から17日16時までの雨量(県観測値)

① 鳥取市佐治町 627ミリ、② 八頭町麻生 354ミリ、③ 三朝町中津 611ミリ

※気象庁のレーダー解析雨量では、佐治町付近で24時間雨量700ミリを解析。(8月15日0時～24時)佐治町では、平年の8月分の3倍を超える総雨量となった。



被害状況

◎ 過去最大の風水害 昭和62年台風第19号に次ぐ農林・土木被害額 (316億円)

◆ 農林施設関連 (被害額 110億円)

<主な被害状況>

水田法面崩壊、農道の崩落、水路破損・閉塞、橋梁の流失等、林道および林業専用道等の路肩崩壊等 (【農地・土地改良施設】 <<被害額67億円>> 【林道・林業専用道等】 <<被害額43億円>>)



[林道の崩壊(鳥取市河原町赤井谷)]

◆ 公共土木施設関係 (被害額 205億円) ※市町村管理施設含む

<県施設の被害状況> 河川 311件、砂防 73件、道路 106件、港湾 4件

【国道482号】

「佐治町福園(ふくぞの)～古市(ふるいち)」区間は、9月1日(金)早朝より終日通行可能(片側交互通行)となったことで、山間部への大規模迂回が解消し、大幅に移動時間の短縮が図れた。



◆ 自然公園 (被害額約1億円)

【雨滝(あめだき)】(鳥取市国府町雨滝)出水により、県管理の自然歩道及び付帯する東屋が被災し通行止め。
【鷲峰山(じゅうぼうやま)】(鳥取市鹿野町河内)県管理の登山道で歩道流失等が発生し、全3コースのうち1コースが通行止め。



[雨滝(鳥取市国府町)]

関係大臣への緊急要望

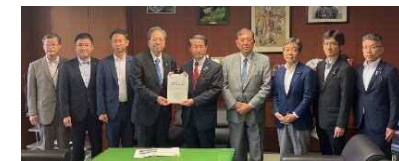
関係大臣等に対し、激甚災害の早期指定や災害査定の迅速化・簡素化、未災箇所を含む一連の施設の改良復旧、必要な予算確保などを求める緊急要望を実施

<実施日及び要請先>

8/19 谷防災担当大臣

8/24 木原官房副長官 松本総務大臣、野中農水副大臣 豊田国交副大臣

9/13 斉藤国交大臣 野中農水副大臣



<斉藤国土交通大臣への要請>

【参考】台風第7号等災害復旧・復興対策予算

29

災害復旧・復興予算
(9月補正+専決)

367億円

※H12の鳥取県西部地震関連予算352億円を超え、過去最大の対策予算

<9月補正予算：331億円>

◆ 公共土木施設復旧（181億円）

- 道路、河川、治山施設等の公共土木施設の復旧、河川の樹木伐採・掘削
- 河川護岸、治山・砂防堰堤の改良復旧 等

◆ 農林畜産関連復旧（97億円）

- 農地及び農業用施設、林道・作業道の復旧 等

◆ コロナ禍や台風被害を乗り越えるための観光振興（1.5億円）

- 旅行商品造成、情報発信強化、国際航空便の拡充に向けたプロモーション強化 等

◆ 災害激甚化への対応、防災・減災対策の強化（51億円）

- 激甚化した災害被害（佐治川や国道482号沿い等）を踏まえた**今後の防災機能向上に向けた専門家による調査研究**
- 医療機関の浸水対策、道路冠水危険箇所へのWEBカメラ設置
- 台風第7号や今後発生する災害により被害を受ける公共土木施設や農林関連施設の早期復旧等を図るための復旧特別枠の設定（50億円） 等

<専決予算：36億円> 公共土木施設の応急復旧（27億円）、農林・商工・観光支援（7億円）、被災者支援等（2億円）